



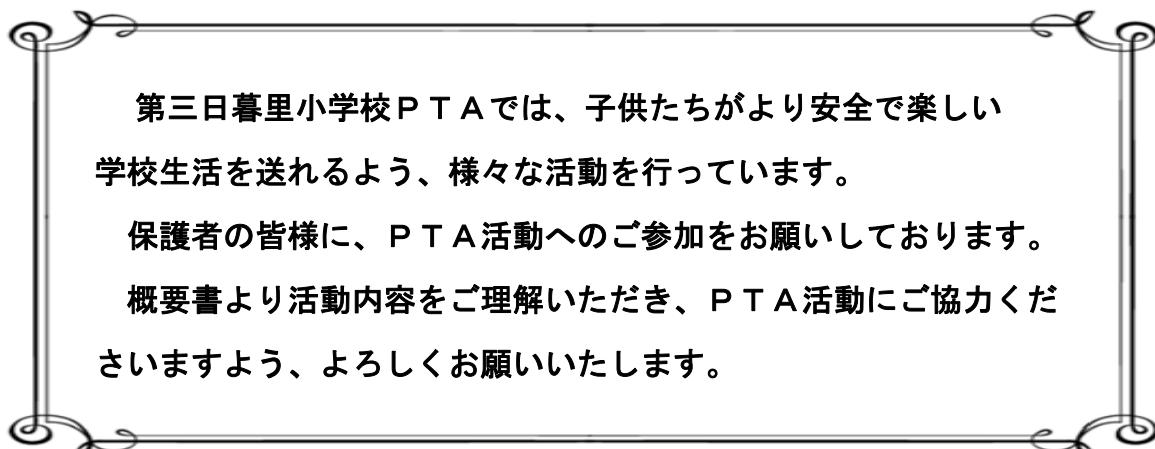
## 荒川区立第三日暮里小学校

# PTA概要

概要… 1ページ

会則… 6ページ

細則… 10ページ



第三日暮里小学校PTA

(荒川区東日暮里3丁目10-17)

# 東京都荒川区第三日暮里小学校保護者と先生の会 (PTA)について

## 【概要】

保護者 (parent) と教員 (teacher) で構成する団体 (association) で、「東京都荒川区第三日暮里小学校保護者と先生の会」(以降「PTA」と言います。) と称し、保護者と教員が協力して、子ども達が健やかに楽しく学校生活を過ごせるようにするための団体です。

PTAは学校とは別組織として運営し、保護者と教員が会員となり、権利も義務も全て平等です。

また、PTA会費として集める会費は、すべてPTA活動に使用されます。

## 【目的】(会則より抜粋)

- ・家庭や学校、社会における児童の福祉増進
- ・家庭と学校との連絡を一層緊密にし、児童の生活を助ける
- ・保護者と教員と地域の協力を促進し、児童の心身の健全な発達をはかる
- ・学校の教育的環境の整備充実をはかる
- ・教育に対する理解を深めるために会員の教育と親睦をはかる

## 【PTA会費】

一家庭 年額4,000円

※PTA会費は会員や児童に還元されるように使われます。

詳しい内容はPTA総会で報告していますのでご出席ください。

## 【第三日暮里小学校PTAの方針】

- ◎みんなで助け合う・・・一人で抱え込まない。一人に頼り切らない。
- ◎無理はしない・・・できる事はやる。できない事はお願いをする。
- ◎楽しんで活動する・・・やるからには楽しく！

## 【主な活動内容】

### ◎学校行事の手伝い

- ・運動会では、先生方は子供たちが安全に運動会へ参加できるように、指導や補助などを行っています。そのため受付や場内誘導、学校周辺のパトロールの人数が不足してしまうため、保護者 (PTA) が受付や場内誘導などを行っています。
- ・入学式や卒業式では、先生方は子供たちの補助や式の準備などのため、来賓として来校された町会長や児童民生委員など地域の皆様をおもてなしすることができません。そのため、先生方に代わり保護者 (PTA) が地域の皆様を控室に案内するなどのお手伝いを行っています。

## ◎地域イベントへの参加

- ・町会が主催する盆踊りでは、熱中症対策として子供たちが無料で麦茶を飲める給水所を用意しています。
- ・荒川区が主催する「にっぽり青空こどもまつり」では、三日小の子供たちだけではなく、地域の子供たちに楽しんでもらえるような工作ブースを出展しています。

## ◎子供が参加するイベントの開催

- ・令和4年度は和太鼓体験会を開催しました。
- ・令和5年度は、1月に6年生が杵と臼でお餅つきを体験しました。

## ◎子供たちの登校の見守り

- ・各学期に数回、交通安全の旗振り活動を実施しています。

## 【P T A構成員】

### ◎P T A役員

- ・会長……1名（保護者）
- ・副会長……5名以内（保護者）
- ・書記長……1名（保護者）
- ・書記……5名以内（保護者4名以内、教員1名）
- ・会計……3名（保護者2名、教員1名）

◎会計監査……3名（保護者2名、教員1名）

◎選考委員会……各学年から1名を互選、運営委員会<sup>\*1</sup>より3名、教員2名

◎学年委員会……各学級から2名を互選又は各学年より各学級から2名を選出した人数と同じ人数を互選。（6学年については、学年委員長の在籍する学級より1名、他学級各2名又は各学級から2名を選出した人数より1名少ない人数を互選）。6年学年委員長は会長より嘱託。6学年以外の学年委員長は各学年委員より1名互選。教員2名

### ◎常置委員会

- ・体育委員会…
  - ・広報委員会…
  - ・校外委員会…
- } それぞれ委員長1名（会長より嘱託）。  
委員は各学級から1名を互選又は各学年より学級数と同じ人数を互選。教員2名

◎校庭利用実施委員会…運営委員会<sup>\*1</sup>に準じる

◎卒業対策委員会……6年生保護者にて組織し、12名以上を互選

### ◎一人一役

三日小P T Aでは、令和2年度より『一人一役』を設け、委員会に参加しない会員の方にも一役割り当てをお願いしております。

#### \* 1 「運営委員会」とは

P T A役員、常置委員会の各委員長、各学年委員長及び校長等によって構成される委員会です。  
P T Aの活動は全て運営委員会にて審議、決定しています。

### ～その他の活動について～

◎6年生は、お世話になった地域の皆さまや教職員の皆様に感謝の気持ちを伝える『謝恩会』を開催します。『謝恩会』の開催の準備を進める「卒業対策委員会」があります。

◎110周年など節目の年には、「周年事業運営委員会」を発足し周年記念式典に向け活動を行います。

### ～P T A以外の活動～

#### 【三日メンズ】

◎お父さんたちが盆踊りや運動会、餅つきなど、様々な学校行事やP T A活動のサポートをしています。常時会員を募集しています。



三日小のマスコット「さっぴー」

## 【活動内容】

- ◎会長…総会及び運営委員会の招集、総会及び運営委員会の議長、各委員長の委嘱等
- ◎副会長…会長の補佐及び代理
- ◎書記長…PTA活動に伴う各種文書等の統括、副会長の補佐
- ◎書記…各招集通知、議事録の作成等
- ◎会計…会計事務の取扱、総会での会計報告
  - ※上記役員はすべてのPTA行事の総括を行う
- ◎会計監査…会計の状態を監査し、結果を総会にて報告
- ◎選考委員…役員の選出（年1回）
- ◎学年委員…委員会（年4, 5回程度）、歓迎会の手伝い（1学期）
  - 給食試食会の企画・運営（1学期）、運動会の手伝い（2学期）
  - 親子学習会のサポート（学年ごとに年1回開催）
- ◎体育委員…委員会（年4回程度）
  - 校庭利用事業を利用してのイベントの企画・運営
  - 歓迎会の手伝い（1学期）
  - 運動会の手伝い（2学期）
- ◎広報委員…委員会（年4回程度）、広報誌「さんにち」の発行（年3回）
  - 広報誌の作成と作成にかかる各作業（運動会などの学校行事やPTA行事の写真撮影、記事執筆など）
- ◎校外委員…委員会（年4, 5回程度）
  - 歓迎会の手伝い（1学期）
  - 自転車用防犯プレートの作成と配布（1学期）
  - 盆踊りでの児童用給水所管理とその後片付け（夏休み中）
  - 運動会の手伝い（2学期）
  - にっぽり青空こどもまつりの企画・運営（11月3日）
  - 長期休み明けの交通安全指導（旗振り）
- ◎卒業対策委員…謝恩会の企画・運営、卒業生等への記念品の選定、囲む会の企画・運営
- ◎一人一役…PTA講演会、地区別研修会、保健委員会、わくわくランド等への出席など
  - 学校行事（入学式・運動会など）やPTA行事などのお手伝い
- ◎三日メンズ…盆踊りでのフランクフルト等の販売や会場整備等、運動会での会場整備のサポート、餅つきの手伝い、その他学校行事やPTA行事での様々なサポート
  - 学年等の隔たりのない繋がりを大切に活動しています。

# 東京都荒川区立第三日暮里小学校保護者と先生の会会則

## 第1章 各称及び事務所

第1条 本会は東京都荒川区立第三日暮里小学校「保護者の会」(PTA)と称し事務所を荒川区立第三日暮里小学校内(荒川区東日暮里3丁目10-17)に置く。

## 第2章 目的

第2条 本会の目的は次の諸項とする。

- (1) 家庭、学校及び社会に於ける児童の福祉を増進する。
- (2) 家庭と学校との連絡を一層緊密にして、児童の生活を補導する。
- (3) 保護者と教員と一般社会の協力を促進して、児童の心身の健全な発達をはかる。
- (4) 学校の教育的環境の整備充実をはかる。
- (5) 教育に対する理解を深めるために会員の教育と親睦をはかる。

## 第3章 方針

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体として次の方針によって活動する。

- (1) 本会は特定の政党や宗教にかたよることなく、又もっぱら営利を目的とする事業を行わない。
- (2) 本会はいかなる公私の役職に対してもその候補者を推薦しない。
- (3) 本会は学校の人事又は管理に干渉しない。

## 第4章 会員

第4条 本会の会員は本校在校児童の保護者及び本校教職員とする。

## 第5章 会計

第5条 本会の経費は会費、事業収入及び寄付金を以ってこれにあてる。

第6条 本会の会員は会費として年間一家族4,000円を納入する。

第7条 本会の決算は会計監査を経て総会の承認を得なければならない。

本会の予算は予算特別委員会において立案し運営委員会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

第8条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 役員・会計監査

第9条 本会の役員は次の通りとする。

- (1) 会長 1名 保護者
- (2) 副会長 5名以内 保護者
- (3) 書記長 1名 保護者
- (4) 書記 5名以内 保護者4名以内・教員1名
- (5) 会計 3名 保護者2名・教員1名

第10条 役員の任期は1年とし兼任は認めない。但し、再選は差し支えない。

第11条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は総会及び運営委員会を招集し、その議長となる。又会長は他の役員及び校長と協議して常置委員（役員選考委員会を除く）及び6学年学年委員の長を委嘱する。尚、会長はこれ等の委員会に出席して意見を述べることが出来る。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその代理となる。
- (3) 書記長及び書記は総会および運営委員会の招集通知、議事記録その他の事務を取り扱う。
- (4) 会計は予算に基づいて一切の会計事務を取り扱い、総会において監査を経た会計報告をする。
- (5) 役員は会員の状態を把握し相互の連絡、通電の伝達、その他の各委員会の活動に協力する。

第12条 会計監査は3名（保護者2名、教員1名）とし隨時会計の状態を監査しその結果を総会に報告する。

第13条 役員、会計監査の選出および就任は次の通りとする。

- (1) 11名の委員によりなる役員選考委員会をつくる。
  - イ 保護者は各学年の互選により1名を選出する。
  - ロ 教員は互選により2名を選出する。
  - ハ 運営委員会は互選により3名を選出する。
- (2) 役員選考委員会は役員及び会計監査を決定する前に候補者の承認を得なければならない。
- (3) 役員選考委員会は役員及び会計監査を決定しこれを総会に報告する。

## 第7章 総 会

第14条 総会は次の通り開く。

- (1) 第1回定期総会（年度始め総会）  
前年度の事業報告、決算報告及び新年度の事業計画予算並びにその他の議案の審議及び承認
- (2) 第2回定期総会（年度末総会）  
次年度役員及び会計監査の就任並びに、その他の議案の審議、承認
- (3) 臨時総会  
運営委員会が必要と認めた場合、又は会員の10分の1以上の要求があった時に開く。

第15条 総会は全員の5分の1以上の出席又は委任状を得て開会し議決は出席者の過半数を以て決する。

## 第8章 運 営 委 員 会

第16条 運営委員会は本会の役員、常置委員会の委員長、学年委員会の各委員長及び校長、副校長によって構成される。

副委員長は担当議事に出席する事が出来るが、議決には参加しない。

第17条 運営委員会の任務は次の通りとする。

- (1) 各委員会によって立案された議案を審議、決定する。
- (2) 総会に提出する議案及び報告書を作成する。
- (3) 必要ある場合、特定事項処理のために特別委員会を設ける。
- (4) 役員及び常置委員会委員長及び学年委員長に欠損を生じた場合、これを補充する。
- (5) 本会の運営に必要な細則を定める。

第18条 運営委員会は必要により隨時開く。但し委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 議事は出席者の過半数により決する。

## 第9章 委員会

第19条 本会に次の委員会を置く。

- (1) 学年委員会
- (2) 体育委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 校外委員会
- (5) 校庭利用実施委員会
- (6) 卒業対策委員会

2 前項第2号から第4号までを常置委員会と呼ぶ。

第20条 学年委員会の6学年を除く学年委員長を、各学年委員の互選により選出する。

第21条 第19条に規定する委員会の任務は次の通りとする。

- (1) 学年委員会 各学級担任等と緊密な連絡のもとに学年及び学級の運営と活動の推進をはかる。
- (2) 体育委員会 体力向上をはかり、社会体育活動を推進する。
- (3) 広報委員会 学校内外の広報活動を行い、学校と家庭の緊密をはかる。
- (4) 校外委員会 児童の校外生活を手助けする。  
児童の交通安全の確保をはかり、地域の交通安全活動に協力する。
- (5) 校庭利用実施委員会 校庭利用の運営を行う。その他校庭利用実施委員会に必要な細則を別に定める。
- (6) 卒業対策委員会 卒業行事の推進に協力する。その他卒業対策委員会に必要な細則を別に定める。

第22条 第19条に規定する委員の選出は次の通りとする。

- (1) 学年委員 各学級より2名（6学年については学年委員長が在籍する学級から1名、他学級2名）、又は各学年より各学級から2名選出した人数と同じ人数（6学年については各学級から2名を選出した人数より1名少ない人数）
- (2) 体育委員 各学級より1名、又は各学年より学級数と同様の人数
- (3) 広報委員 各学級より1名、又は各学年より学級数と同様の人数
- (4) 校外委員 各学級より1名、又は各学年より学級数と同様の人数
- (5) 校庭利用実施委員 運営委員会に準ずる。
- (6) 卒業対策委員 第6学年保護者より12人以上

2 会長が必要と認める場合は前項にかかわらず人数を増減することができる。

第23条 常置委員会及び学年委員会の各委員長は、当該委員より委員長代理又は副委員長等を指名することができる。

## 第10章 会則改正

第24条 本会は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正する事が出来る。

## 付 則

- 1 運営委員会の推薦により、本会に顧問及び相談役を置く。
- 2 卒業した会長を除く役員及び会計監査を本会参与とする。
- 3 参与の任期は卒業後1年とする。

昭和54年5月 8日 改正  
昭和57年3月16日 改正  
昭和61年3月13日 改正  
平成3年3月 8日 改正  
平成6年3月11日 改正  
平成7年3月13日 改正  
平成11年3月12日 改正  
平成28年3月10日 改正  
令和2年4月 8日 改正  
令和3年3月16日 改正  
令和6年6月 5日 改正  
令和7年6月 3日 改正

## 東京都荒川区立第三日暮里小学校保護者と先生の会細則

第1条 この細則は、第三日暮里小学校PTA会則第17条の5に基づいて規定する。

第2条 感謝状を贈呈する場合は次の通りとする。

(1) 運営委員会

(2) 会計監査

(3) 1年以上在任の教職員

(4) 3年以上在職の校医、薬剤師及び各主事

2 感謝状贈呈者について、毎年度末に記録簿に記載し、会員にあっては資格喪失時の総会において  
その他にあっては転退職時の総会においてこれを贈呈する。

第3条 第2条の感謝状に添えて記念品を贈呈する場合は、2,000円を限度とする。

第4条 会員並びに本会関係者（校医、薬剤師、各主事をさす）の慶弔については次の限度をもってその意  
を表するものとする。

(1) 教職員の結婚及び教職員本人の出産の場合 5,000円

(2) 本人死亡の場合

ア 父母（之に準ずる法定保護者を含む） 香典 10,000円

イ 児童 香典 10,000円

ウ 教職員 香典 10,000円

エ 相談役、校医、薬剤師 香典 5,000円

オ 各主事 香典 5,000円

(3) 見舞金の場合

ア 会員が本会主催の行事に参加し本人の過失によらざる事故のため入院した時  
見舞金 3,000円

イ 地震、水害、火災その他の災害等であって、次のいずれかに該当する場合  
見舞金 3,000円

（一）会員並びに本会関係者の自宅が火災で罹災した場合

（二）荒川区以外に居住している会員並びに本会関係者が地震、水害、その他の災害により自宅が  
被災した場合

（三）上記以外の場合で、PTA会長が特別に認める場合

第5条 その他特別事情の慶弔に対しては、PTA会長の判断により決定する。

第6条 弔慰金を会員が拠出して贈呈する場合は、父母、児童、教職員に限られ、当該学級会員1名200  
円以内とし、学年委員会の責任において行う事ができる。但し拠金の際は会員の意思を尊重して行  
うものとする。

|             |    |
|-------------|----|
| 昭和44年3月 5日  | 発効 |
| 昭和48年3月 9日  | 改正 |
| 平成 9年5月 30日 | 改正 |
| 平成26年3月 4日  | 改正 |
| 平成28年3月 10日 | 改正 |
| 令和 3年3月 16日 | 改正 |

# 荒川区立第三日暮里小学校校庭利用実施委員会細則

## (設置)

第1条 荒川区教育委員会校庭利用実施要項に基づき、荒川区立第三日暮里小学校校庭利用実施委員会（以下「校庭利用実施委員会」という。）を荒川区立第三日暮里小学校内（荒川区東日暮里3丁目10-17）に置く。

## (目的)

第2条 この会は本校児童の安全かつ健全な遊び場として、校庭を利用するにあたり、その円滑な実施を目的とする。

## (組織)

第3条 この会は荒川区立第三日暮里小学校P T Aを主体とし、本会の委員は運営委員会に準じた構成とする。

## (会計)

第4条 この会の経費は、荒川区教育委員会からの予算及び指導員謝礼を以ってこれにあてる。

第5条 この会の決算は会計監査を経て校庭利用実施委員会に報告しなければならない。

2 本会の予算は校庭利用実施委員会において立案し決定する。

第6条 その他会計に関する事項はP T A会則に準ずる。

## (業務)

第7条 この会は、第2条の目的を達成するため、荒川区立第三日暮里小学校長の承認を受け、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 利用施設とその利用方法の審議決定
- (2) 校庭利用実施期間日と時間の設定
- (3) 利用者禁止事項の決定並びに変更
- (4) 校庭利用指導員（以下「指導員」という。）の決定
- (5) 校庭利用に必要な地域各種団体との連携と協力体制の推進
- (6) 指導員の服務に関する事
- (7) 事故発生の際の処置
- (8) その他校庭利用実施に必要な研究と調査

## (会議)

第8条 校庭利用実施委員会は委員長が必要に応じて招集し、会の運営業務を審議決定する。

### (実施)

第9条 校庭利用実施委員会で企画、立案し、内容が決定したら P T A 運営委員会に上程し、審議を受け、可決された後実行する。

### (指導員の任務)

第10条 指導員の業務は次のとおりとする。

- (1) 校庭利用実施中を示す標識を南門に掲示すること。
- (2) トイレ及び備品倉庫の開錠を行うこと。
- (3) 備品及び救急箱等の確認を行うこと。
- (4) 校庭を利用する児童に学年及び学級並びに氏名を利用者名簿に記入させること。
- (5) 日誌を記入すること。
- (6) 個人及びグループによる子どもの遊びを監督し、安全保持のための指示指導を行うこと。
- (7) 部外者が校庭に入った場合、注意をし、校外へ出るように促す。指示に従わない場合は委員長に連絡をして指示を仰ぐこと。
- (8) 校舎脇、幼稚園側、飼育小屋付近等を見て回り、違反者があれば注意して所定の位置で遊ばせる。
- (9) 校庭利用終了時は児童に片付を促し、速やかに校外へ出るように指示すること。
- (10) 校庭利用終了後は標識の撤去及びトイレ、備品倉庫等の施錠を行うこと。
- (11) 次回の当番へ、鍵等の引き継ぎを行うこと。

### (利用施設)

第11条 第7条第1項にある利用施設は次のとおりとする。

- (1) 校庭中央前方に置かれている朝礼台から見える範囲の校庭。

令和3年3月16日 発効  
令和6年6月 5日 改訂

# 荒川区立第三日暮里小学校卒業対策委員会細則

## (設置)

第1条 この会は会則第21条第6項の規定に基づき、荒川区立第三日暮里小学校卒業対策委員会（以下「卒業対策委員会」という。）を荒川区立第三日暮里小学校内（荒川区東日暮里3丁目10-17）に置く。

## (目的)

第2条 この会は本校の卒業行事の推進に協力することを目的とする。

## (組織等)

第3条 この会は荒川区立第三日暮里小学校第6学年保護者より組織し、本会の委員（以下「卒対委員」という。）の構成は次の通りとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名以上
- (3) 会計 2名以上
- (4) 書記 2名以上
- (5) 委員 卒対委員の合計が12名以上となる人数

## (会計、会計監査)

第4条 この会の経費は、第3条で規定した組織内から徴収したものとする。

2 経費に残額が発生した場合、均等割りにて返金しなければならない。ただし、均等割りにて算出した一人当たりの返金額が少額であり、かつ委員長が認めた場合、残金の全額を社会福祉協議会等へ寄付するものとする。

3 返金後に発生した残金は社会福祉協議会等へ寄付するものとする。

第5条 この会の決算は会計監査を経て第3条に規定する組織へ報告しなければならない。

第6条 その他会計及び会計監査に関する事項はPTA会則に準ずる。

## (任期)

第7条 卒対委員の任期は、4月1日から次年への引き継ぎまでの間とする。

## (委員等の選出)

第8条 卒対委員の選出は、本会の組織内より互選にて決定する。

第9条 委員長はPTA会長が委嘱する。

## (業務)

第10条 この会は第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 卒業生等への記念品の選定

- (2) 謝恩会の企画、運営等
- (3) 囲む会の企画、運営
- (4) その他、卒業対策委員会が必要と判断し、荒川区立第三日暮里小学校長の承認を受けたもの。ただし軽微なものはこの限りではない。

令和3年3月16日 発効

令和6年6月 5日 改正